

令和6年度第2回 下関市環境審議会 議事録

日 時：令和6年5月28日（火）14:00～15:00

場 所：下関市リサイクルプラザ啓発棟3階 第2研修室

出席者：委員9名（欠席8名）、参考人（事業者）10名、
事務局7名

1 開 会

資料確認の後、本審議会が原則公開であること、傍聴要領の遵守及び議事録作成について説明を行った。

2 議 事

(1) (仮称) 新白滝山風力発電事業環境影響評価方法書

ア 事業者説明

資料1により、環境影響評価方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解について、事業者が説明を行った。

資料2により、(仮称) 新白滝山風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての意見及び事業者見解について、事業者が説明を行った。

【主な質疑等】

(1) (仮称) 新白滝山風力発電事業環境影響評価方法書

	発言内容
A 委員	資料2の4番、5番についてお尋ねしたい。 4番で、豊北峡の車で行きやすい場所は確かに下流部にあるが、上流の沢のところも大変水がきれいな所で人と自然の触れ合いの場となっていると思う。下流域の所は事業者見解にも書いてあるとおり、蓋之井堰堤、砂防だと思うが堤もある状況。そうすると上流側の水質について適切に把握しようと思うと、集水域である下流で水量が膨らんでしまい浮遊物質量(SS)の影響がうまく評価できないので、上流部も適切に含めなければ、豊北峡の上流部の影響について十分に評価することができないのではないかと思うが見解をお願いします。

事業者	<p>今後の改変の工事計画によって排水地点を決定していきます。尾根上、資料では青い線の所で風力発電機の配置を今後検討していきます、排水地点も造成計画の中で決まっていく。そこからどれだけの濁水が出るのかを今後予測していく。当然、下流に下っていく間に改変区域以外からの工事の濁水も出てくるところを全て合わせながら下流、蓋の井川での濁水の予測をしていくところです。まずは一番上流部分でどれだけ濁水を止められるのか、それでも出てくる濁水がどれだけあるのかを予測の主たる視点に置き、豊北峡のあたりでどれだけ濁水が発生するのか今後予測していくことになっています。</p>
A 委員	<p>上流部の実際に改変される部分と下流域の集まる部分ということだが、上流部の改変部分および面的に濁水が発生するので、広くとった場合、水量は多くなりシミュレーションとしては浮遊物質質量（SS）の値が濃度として少なくなる可能性もあると思う。まだ実際にどこに発電機を置かれるかは今後検討されることなので、上流域に影響が出るような改変が生じそうな場合には、上流域にも適切な地点で調査、特に沈砂池は上流と下流では変わってくるかもしれないので適切な評価を行っていただければいいと思う。続いて5番、人と自然との触れ合いの活動の場についてのコメントになるが、事業者見解の住民等の意見の概要のところ、事業者と地元との間の意見に少し相違があるように感じる。事業者は風況が良く、かつ既設の風力発電の施設を用いて環境負荷を少なくするという主張だと思う。それについては、事業者の視点からすると理解はできるが、地元からすると既設の風力発電があるからということではなくなる。本来であれば撤去して元に戻るはずだったところが、そうではなくなったということになると思う。事業者見解としては、既設の所を活用するから環境負荷が低減するという見解だと思うが、地元から見るとそうではなく、負担が続いてしまうことになる。今あるもので既に負担が出ている部分があるのでそこは配慮していただきたい。5番に関する意見になるが、現在の白滝山の利用状況の調査を行うと思うが、やはり結構圧迫感がある。現在利用があまり多くなかったといっても、既設の風力発電の影響があるのではないかと思う。</p>

	<p>ヒアリング項目に既設風力発電所の影響の有無を確認するということを加えていただいたが、現在の利用が少ないから、現在がベースだ、現在が参照点だと事業者からの視点からするとそう見えるのは理解できるが、住民とか地元の方から見ると、ない状態、昔の既設のものができる前の状態がベースラインとなるので、そういったことを配慮しながら準備書等の手続きに進んでいただきたい。</p>
会長	<p>ご質問とご意見があったかと思うが、ご質問に対して事業者側の見解はいかがですか。</p>
事業者	<p>地元住民と相違があるということに関しては、弊社としても今後住民の皆様にご丁寧な説明を続けるとともに、なるべくご理解いただけるような形をとっていきたいと思っております。</p>
A 委員	<p>その際に繰り返しになるが、既設があるから環境影響が少なくなるという説明は、事業者側から見れば分らないが、地元の側からするとなかなか理解しがたいと思うので、表現等含めて、あるいは今後の準備書等の調査にあたる時の視点も含めてご配慮いただければと思います。</p>
B 委員	<p>資料2の6番、別荘につきましてはという見解の中で、「上記の手法で住居として判断されたものについては、全て対象といたします。」とある。一方で、住居をどう捉えるかというのがポイントで、例えば、1年の間に各季節1週間だけいると、それを住居と考えるのか、限定的にしかいないので住居と捉えないのかというところが、意見が違っていると、対象としたりしなかったり相違が生じてしまう可能性があるため、住居というのをどう捉えるのか、できれば幅広く捉えて影響の評価をしていただきたい。</p>
事業者	<p>まず年間のうちの一週間というところが既存の資料等を見てもなかなか把握できない。それは当然登記簿にも別荘と書かれているわけではない。建屋のデータというのは、国土交通省が出されているデータがある。それに対して住宅地図と照らし合わせて、</p>

	<p>当然国土交通省の国土数値地図情報で倉庫とかそういうものも、要は人が住んでない建屋というものも含まれるというなかで、まずはどなたかが住んでいるという判断ができるものについては、すべて予測の対象の住居という扱いにしたいという意図で見解に記載させていただいた。</p>
B 委員	<p>分かりました、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ゼンリンの住宅地図と照らし合わせてとなっているが、ゼンリンの住宅地図というのはそれが分かるのか。</p>
事業者	<p>ゼンリンから出ている住宅地図は本もあるが、電子データ、GISデータとしても出ていて、これはかなり個人情報的な所もあり、氏名が書かれているデータを使っている。もちろん、例えば風車の影とか、今後調査予測において影響がある可能性が出てきたと、実際に建物の遮蔽がないのかとか、樹木による遮蔽がないのかというところで、現地で建物の状況も確認する方法は取っていく。まずは風力発電機の配置によってどれくらい騒音が広がるのか、風車の影が広がるのかの予測もしたうえで、それによって影響がもし本当にあるのであれば、そこに人が住んでいるかは確認しながら進めていく方法を取っていくこととなります。今の段階では、既存のデータを基に住居を確認しながら進めていく方法を取ります。</p>
会長	<p>基本は表札のデータなんですよ、ゼンリンというのは。表札があれば分かるけどなかったら分からないと、そういうところはやっぱり出向いていくしかないということですね。分かりました。</p>